

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月25日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第5号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2 保健福祉局の項中

「

市 営 葬 儀 事 務 所	所	長	を削る。
---------------	---	---	------

」

附 則

この規則は、平成17年4月26日から施行する。

(会計室)